

特徴 売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営セーフ

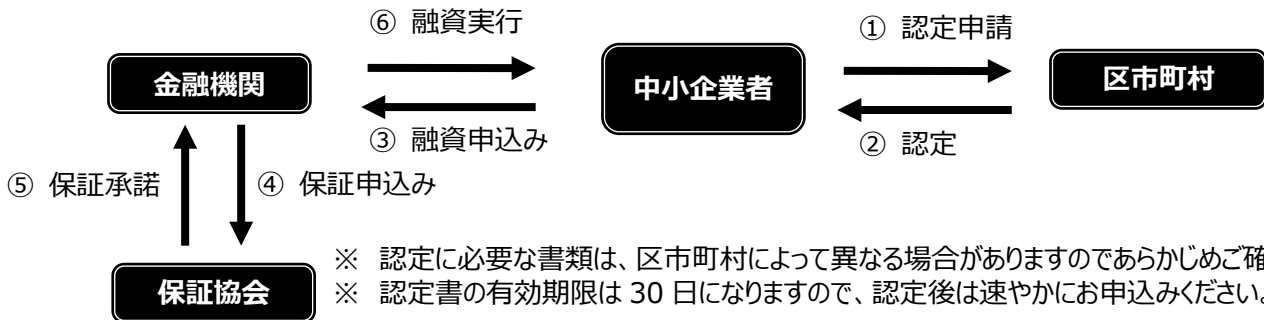
ご利用いただける方

「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、セーフティネット保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定）を受けた方

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	1.7%以内
		3年超5年以内	1.8%以内
5年超7年以内		2.0%以内	
7年超		2.2%以内	
責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	1.5%以内	
	3年超5年以内	1.6%以内	
	5年超7年以内	1.8%以内	
	7年超	2.0%以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1。		
その他	申込受付期間は、認定書の有効期間内とします。		
必要書類	「共通書類」のほか、区市町村長の認定書（信用保険法第2条第5項に係る認定）		

< 融資の流れ >



※ 認定に必要な書類は、区市町村によって異なる場合がありますのであらかじめご確認ください。
 ※ 認定書の有効期限は30日になりますので、認定後は速やかにお申込みください。

経営セーフ（経営支援特例）

- ▶ 特例措置 ～ 「経営セーフ」の信用保証料補助を、小規模企業者に対して 3 分の 2、その他の中小企業者又は組合に対して 2 分の 1 に拡充

ご利用いただける方

「経営セーフ」をご利用いただける方で、次の条件を満たす方
保証協会、都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた方

ご利用いただける方

「経営セーフ」の必要書類のほか、下記の書類

- ・「経営支援特例」支援証明申請書の写し
- ・「経営支援特例」に係る改善計画書の写し